

# 経営事項審査改正関連資料

---

平成24年3月14日

# 経営事項審査の概要

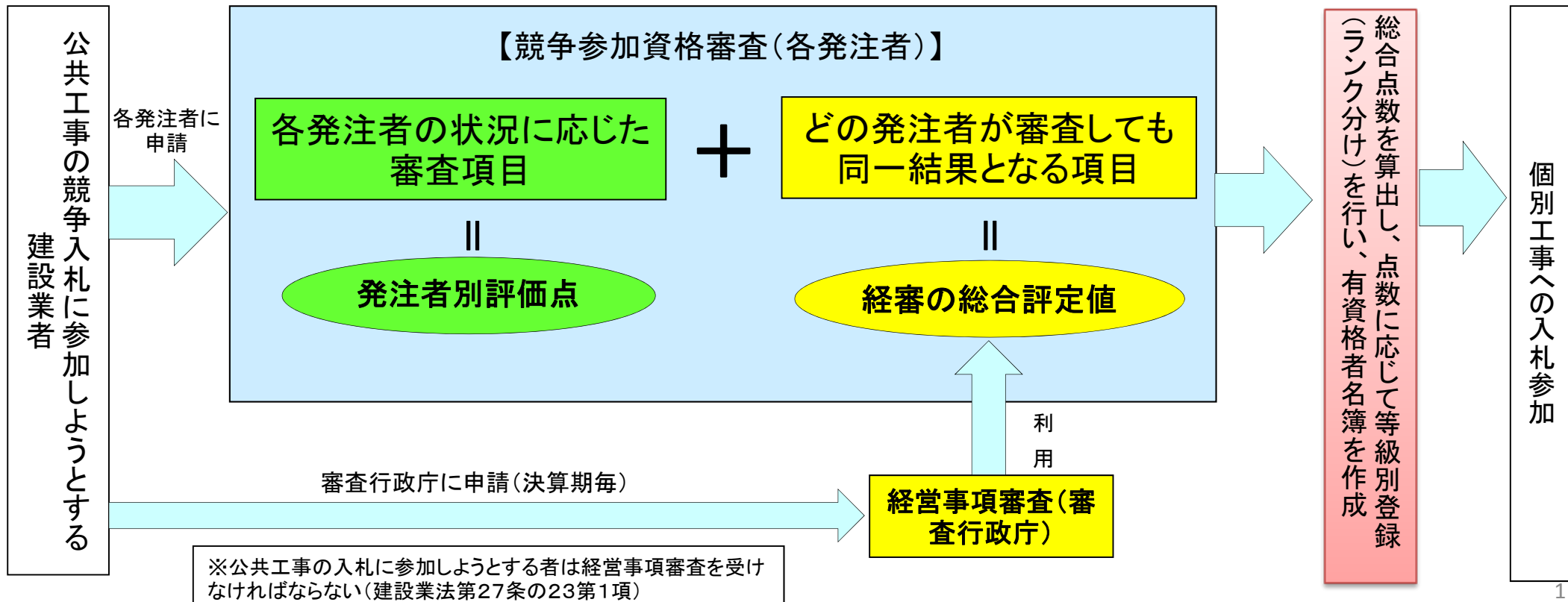
## 経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

○各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となるべき事項について、審査行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価

→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**

○審査結果は、どの発注機関でも利用可能であり、発注機関ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減

→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**



# 経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況	最高点:1,900点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25 X 1 + 0.15 X 2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$	最高点:2,134点 最低点:281点	

経営状況(Y)

- ①負債抵抗力:純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性:総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性:自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量:営業キャッシュフロー・利益剰余金

# 「建設産業の再生と発展のための方策2011」に示された課題と対策

## 課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

## 課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

## 対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
- |      |                |
|------|----------------|
| <行政> | 保険加入状況の確認強化、指導 |
| <元請> | 下請指導責任の明確化     |
| <下請> | 保険加入の徹底        |

(本文より抜粋)

「建設業許可更新時、経営事項審査時及び立入検査時における保険加入状況のチェックや指導監督を行い、未加入企業をなくしていく取組を行うべきである。」

社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

## 対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

(本文より抜粋)

「建設企業の海外進出意欲の醸成を図る観点から、海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討すべきである。」

海外子会社の経営実績の評価

# 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

## 改正の目的

○社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図る

## 改正の概要

社会性等(W)における、社会保険への加入状況の評価を、次のとおり見直す

①「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分する

②「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ▲40点とする



各保険制度に係る加入状況をより適正に評価するとともに、未加入企業に対するペナルティを強化し、より一層の加入促進を図る

# 社会保険未加入企業への減点措置の厳格化

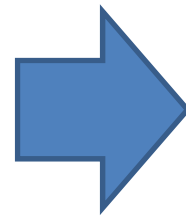
## 現行基準の課題

- 社会性等(W)の労働福祉の状況において、「雇用保険」、「健康保険及び厚生年金保険」に未加入の場合に減点措置を行っている。
- 技能労働者の適正な雇用環境及び企業間の健全な競争環境の確保を図るために関係者が一体となって推進する社会保険未加入対策の一環として、社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図る観点から、項目区分及び減点幅を見直す必要がある。

## 改正の概要

- 「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分する。
- 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、未加入の場合の減点幅をそれぞれ▲40点とする。

現行	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険及び厚生年金保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86



改正後	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
項目分割 厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	▲ 120	▲ 1140	▲ 171

減点幅拡大



最大で85点の減点幅拡大

# 減点措置の厳格化に伴う影響①

## <現在>

○ 経営事項審査受審企業全体の1割超が保険未加入。総合評定値(P点)が低い企業の層ほど保険未加入率は高くなっており、400点未満の階層では半数以上が保険未加入。

## <改正後>

○ 社会保険未加入企業のうち、社会性(W点)については、最低点の0点となる企業の割合が現行の38%から改正後は74%へ増加。

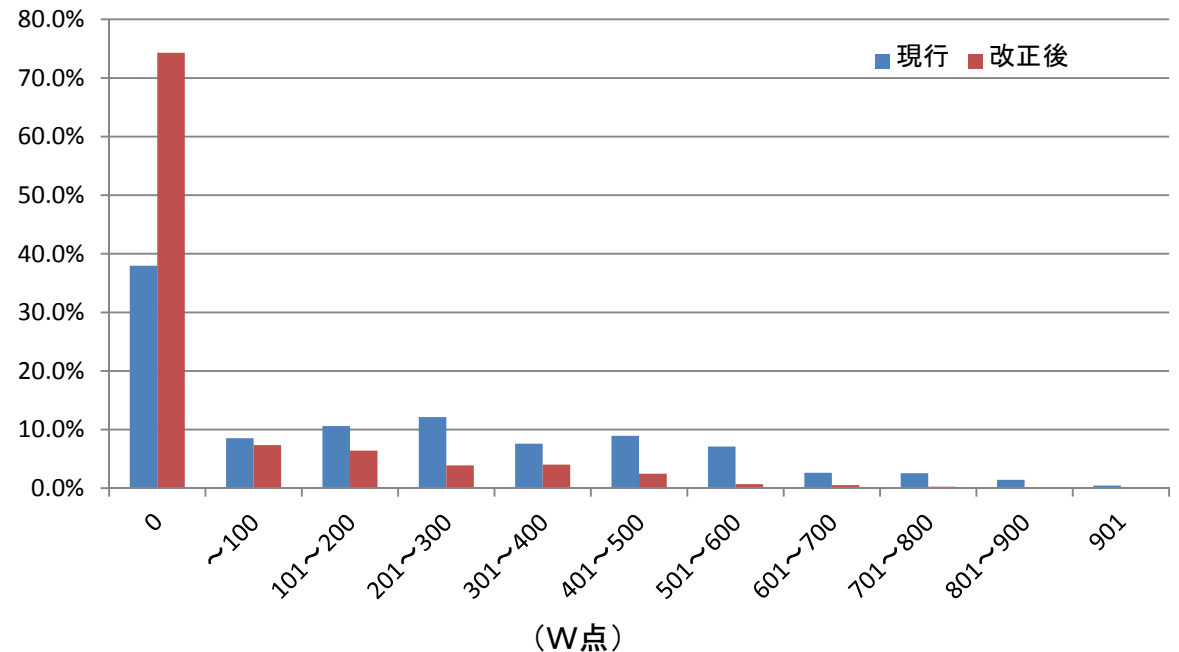
※「雇用保険」又は「健康保険及び厚生年金保険」のいずれかに加入「無」とされている企業を保険未加入企業としている

## 保険未加入企業の割合(総合評定値階層別)

総合評定値	保険未加入企業の割合
～300点	55.5%
301～400点	51.9%
401～500点	43.4%
501～600点	24.0%
601～700点	8.0%
701～800点	1.3%
801～900点	0.2%
901点～	0.0%
全体	11.9%

## 保険未加入企業の分布(W点階層別)の変化

(構成割合)



※改正後の新経審(平成23年4月施行)の受審企業を対象としたシミュレーション

# 減点措置の厳格化に伴う影響②

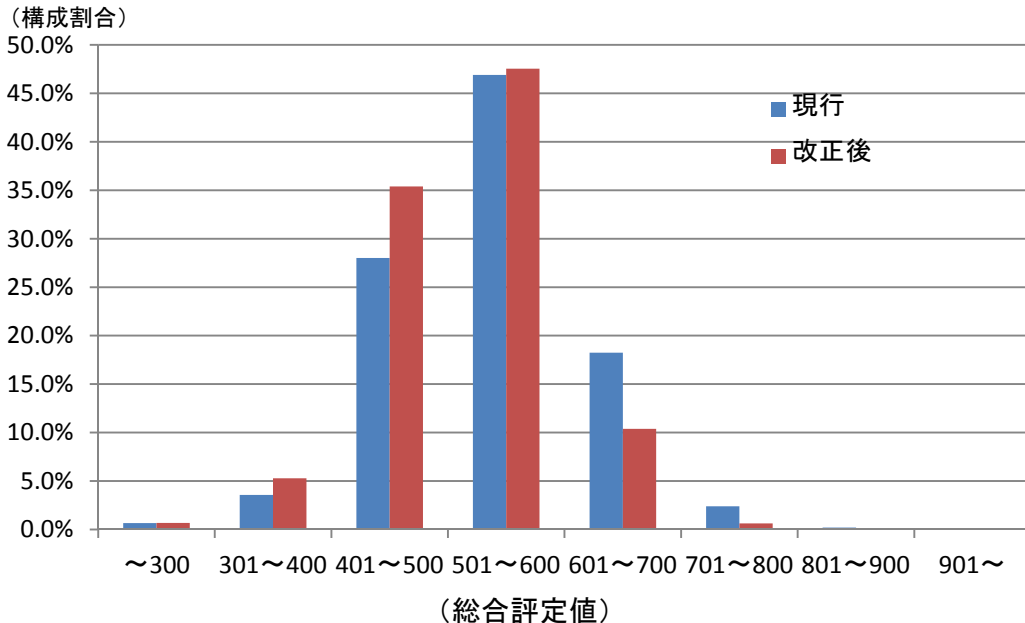
## <改正後>

- 総合評定値(P点)については、保険未加入企業の総合評定値(P点)の平均値は約23点の低下。  
また、階層別で見ると、総合評定値(P点)600点以上の階層の企業数が減少
- ある都道府県の審査等級区分を例にとると、Cランクにいる総合評定値(P点)600~700点台の企業が、減点措置の厳格化により下位のランクへと移る程度の影響が見込まれる。

## 減点幅拡大による総合評定値への影響

総合評定値 (平均値)	改正前	改正後	
全受審企業	684.1点	681.5点	▲2.7点
保険未加入企業 (いずれかについて 加入「無」)	537.3点	514.7点	▲22.6点

## 保険未加入企業の分布(総合評定値階層別)の変化



## (参考)都道府県の資格審査等級区分の例

工事種別	等級	等級区分評点	工事金額	
土木一式	AA	1410以上	13億5千万円以上	
	A	1150~1409	3億5千万円以上	13億5千万円未満
	B1	1015~1149	1億8千万円以上	3億5千万円未満
	B2	825~1014	9千万円以上	1億8千万円未満
	C	710~824		9千万円未満
D	709以下			2千万円未満

※等級区分評点=総合評定値(P点)+地元点(100点)+福祉点(8点)+ISO点(4~12点)

### (例)A社

- ・経審P点:673点
- ・等級区分評点768点→「Cランク」
- ・雇用保険:「有」
- ・健康保険及び厚生年金保険:「無」
- 改正によりP点は71点低下
- 等級区分評点:697点→「Dランク」



# 海外子会社の経営実績の評価

## 改正の目的

○海外子会社による事業展開の適正な評価及び建設業者の海外進出意欲の醸成を図る

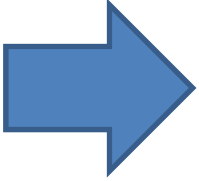
## 改正の概要

海外子会社の経営規模に係る以下の数値について評価の対象とする(国土交通大臣が認定)

①海外子会社の完成工事高(X1)

②海外子会社の利益額及び自己資本額(X2)

※本邦親会社の利益額及び自己資本額と合算して認定



進出先国の規制等への対応のため、海外子会社により事業を展開している企業についても適正に評価(なお、現在、海外支店の経営実績については評価の対象)

# 海外子会社の経営実績の評価

## 現行基準の課題

- 現在、海外支店の経営実績については評価対象としている一方で、海外子会社については法人格が異なることから評価対象としていない。
- しかしながら、我が国建設業者の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、その企業の経営の実態を適正に評価する観点から、海外支店と同様に海外子会社の実績についても評価することが必要。

## 改正の概要

- 本邦親会社及び海外子会社の経営規模に係る以下の数値を、国土交通大臣が認定し評価する ※1
    - ・海外子会社の完成工事高(X1) ※2、3
    - ・本邦親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額(X2) ※3
- ※1:各許可行政庁に対する経営事項審査の申請は、国土交通本省に対して国土交通大臣の認定申請を行い、認定を受けた後に行うものとする。
- ※2:親会社の工事实績については通常どおり各許可行政庁において審査し合算
- ※3:完成工事高については海外工事の工事経歴書及び工事契約書により確認を行い、利益額及び自己資本額については、合算処理が適正に行われた旨の公認会計士又は税理士による証明を求める

(自ら経営事項審査により企業評価を受けることが可能な国内子会社と異なり、海外子会社については、その経営実績を評価する仕組みがないことを踏まえ、海外子会社のみを評価対象とする)

# 海外子会社の評価に伴う影響

- 海外子会社の完成工事高を合算した場合のX1評点及び総合評定値(P点)への影響をシミュレーションすると、数点から40点程度上昇。
- 上昇幅については、企業規模によって大きな差はなく、中堅・中小企業も含めて、海外進出意欲の醸成に資することが期待される。  
※利益額及び自己資本額(X2)については、データ制約の関係からシミュレーションを行っていない。

## 【海外子会社合算の影響シミュレーション】

### ○大企業(海外建設協会会員企業)

(対象)

海外現地法人において受注実績のある  
企業21社

(結果)

- ・X1が上昇した企業は21社中5社。
- ・P点換算での上昇幅は2～最大34点。

### ○中堅・中小企業(任意抽出)

(対象)

海外現地法人において受注実績のある  
企業11社  
※電気・管・造園などの専門工事業

(結果)

- ・X1が上昇した企業は11社中8社。
- ・P点換算での上昇幅は1～最大41点。

(シミュレーションの前提)

- ・大企業の海外受注実績については海外建設協会提供データ
- ・中堅・中小企業の海外受注実績についてはヒアリングによる。

# 認定の対象とする海外子会社の範囲

タイ、フィリピン等においては、現地の規制により、外資の出資比率が50%未満の現地法人を設立しなければ建設事業を受注することができないため、海外子会社の範囲は、親会社が議決権の過半数を有している場合のほか、親会社が議決権の過半数を有していない場合であっても子会社の経営を実質的に支配している場合には対象に含めることとする。

## 子会社と認められる場合

※財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社と同様の考え方を採用

1. 親会社が、議決権の過半数(50%超)を直接所有している場合
2. 親会社が、議決権の40%~50%を直接所有していて、かつ、間接所有と合わせて議決権の過半数(50%超)を所有(※1)している又は会社を支配していると認められるような特別な関係(※2)がある場合
  - ※1:親会社と出資、人事等において緊密な関係があり、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の議決権を行使することに同意している者が所有する議決権と自己の所有する議決権とを合わせた場合に50%を超える場合
  - ※2:親会社が取締役の過半数を送り込んでいる場合、資金調達総額の過半について融資している場合等、当該会社の財務や事業方針決定を実質的に支配している場合
3. 親会社が、間接所有と合わせて議決権の過半数(50%超)を所有していて、かつ、会社を支配していると認められるような特別な関係がある場合

# 我が国建設企業の海外進出の状況

## 現状(海外建設協会会員企業)

- 海外建設協会の会員企業は48社
- 主な進出国(上位10ヶ国):シンガポール、米国、タイ、中国、香港、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、マレーシア
- 進出形態:本邦法人(海外支店、営業所等)の数・・・229  
海外子会社(現地法人)の数・・・183(中国、タイ、インドネシア等)  
※2010年度の受注実績:本邦法人4,557億円、現地法人4,515億円

## 現地法人設立に関する諸外国の規制の例

- 建設業許可の取得に当たり、現地法人の設立が必要(中国)
- 外資の出資比率が49%以下の現地法人の設立が必要(タイ)
- 建設業許可の取得に当たり、外資40%以下の現地法人の設立が必要(フィリピン)

## 地方・中小建設企業の海外進出

- 中小建設企業であっても、独自の技術力を活かして積極的に海外進出を行う企業が存在。  
平成23年に地方・中小建設企業を対象として実施したアンケート調査においても、海外展開に意欲を有する地方・中小建設企業は一定程度存在。  
(957社のうち、119社(12%)が今後海外建設事業を請け負いたいと回答)
- 国土交通省においては、平成22年度より、海外展開支援アドバイザー事業や海外展開セミナーを実施することにより、地方・中小建設企業の海外展開を積極的に支援。